平成25年第2回臨時会

市議会会議録

平成 25 年 5 月 9 日 (開会) 平成 25 年 5 月 14 日 (閉会)

垂 水 市 議 会

平成二十五年第二回臨時会会議

(平成二十五年五月

録

垂

水

市

議

会

第2回臨時会会議録目次

号(5月	9月)	(木曜)	
開	会		4
副市長	就任あ	いさつ	4
執行部	邓紹介•••		4
開	議		5
会議録	署名議	員の指名······	5
			5
			5
報告第	51号、	報告第2号 一括上程 ······	6
報告、	質疑、	表決(承認)	
議案第	第42号	上程······	9
議案第	3 43 号	上程	9
議案第	3 44 号	上程······	10
			12
			12
			12
			12
			13
			13
			14
日程追	別の件		14
			14
			15
常任委	員の選	任について及び議会運営委員の選任について	16
各常任	委員会	及び議会運営委員会正・副委員長互選結果報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
大隅肝	属広域	事務組合議会議員の選挙について	16
議案第	3 45 号	上程······	17
説明、	質疑		
議案第	3 45 号	総務文教委員会付託	
散	会		23
	開副執開会会諸報報議説議説議説議議日議日議新日副新常各大議説市行一議期般告告案明案明案明会会程長程長任程議任任常隅案明長部一録のの第、第、第、第、改構追の追の議追長副委任肝第、	開副執開会会諸報報議説議説議説議員議日議新日副新常各大議説議市行。議期般告告案明案明案明会会程長程長任程議任任常隅案明案長部。録のの第、第、第、第、改構追の追の議追長副委任肝第、第会就紹議署決報1質4質4休4質革成加辞加選長加の議員委属4質4年4年1年1年1年1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1	副市長就任あいさつ 執行部紹介 開 議 会議録署名議員の指名・ 会期の決定について 諸般の報告・ 報告第 2 号 一括上程・ 報告、質疑、表決(同意) 議案第 42 号 上程・ 説明、質疑、表決(同意) 議案第 44 号 上程・ 説明、大憩、全施、質疑、表決(同意) 議案第 44 号 上程・ 説明、實疑、表決(原案可決) 議会特成・ 日程追加の件・ 議会構成・ 日程追加の件・ 議長の辞職について・ 街任議長あいさつ・ 日程追加の件・ 副議長の選挙について・ 新任議長あいさつ・ 常任委員の選任について及び議会運営委員の選任について・ 寄任委員の選任について及び議会運営委員の選任について 各常任委員会及び議会運営委員会正・副委員長五選結果報告・ 大隅肝属広城事務組合議会議員の選挙について 議案第 45 号 上程・ 説明、質疑 議案第 45 号 上程・ 説明、質疑 議案第 45 号 上程・ 説明、質疑 議案第 45 号 総務文教委員会付託

第2号(5月14日)(火曜)

1.	開	26
1.	義案第 45 号 上程······	26
	委員長報告、質疑、討論、表決	
	義案第45号(原案可決)	
1.	閉 会	33

平成25年第2回垂水市議会臨時会

1. 会期日程

月	目	曜	種	別	内容
5 •	9	木	本会議		開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、議案 等上程(報告、説明、質疑、表決)、各常任委員及び議会運営委 員の選任について、各常任委員会及び議会運営委員会の正・副 委員長互選結果報告
5 •	10	金	休会	委員会	総務文教委員会
5 •	11	土	"		
5 •	12	日	11		
5 •	13	月	11	委員会	議会運営委員会
5 •	14	火	本会議		委員長報告、質疑、討論、表決、閉会

2. 付議事件

件 名

報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて(平成24年度垂水市一般会計補正予算(第7号))

報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて(垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例)

議案第42号 垂水市監査委員の選任について

議案第43号 垂水市固定資産評価員の選任について

議案第44号 垂水市議会基本条例 案

議案第45号 垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 案

平成25年第2回臨時会

会 議 録

第 1 日 平成 2 5 年 5 月 9 日

本会議第1号(5月9日)(木曜)

出席議員 16名

TT /1111 F	17%		то-д							
		1	番	JII	越	信	男	9番 北 方	貞 明	
		2	:番	堀	内	貴	志	10番 池 山 🕯	節 夫	
		3	番	大	薗	藤	幸	11番 森	正勝	
		4	.番	感王	寺	耕	造	12番 川 尻 🦮	達 志	
		5	番	池之	上		誠	13番 宮 迫 🥫	泰倫	
		6	番	堀	添	或	尚	14番 徳 留 🥫	邦 治	
		7	番	田	平	輝	也	15番 篠 原 🏻	靜 則	
		8	番	持	留	良	_	16番 川 畑 🗓	三郎	
欠席	議員		0名	ı						
地方	自治	法第	 ≨121 <i>∮</i>	をによ	こると	出席者				
市			長	尾	脇	雅	弥	水産商工		
副	Ī	Ħ	長	松	下		正	観光課長 山口	親志	
総	務	課	長	中	谷	大	潤	土木課長宮迫	章 二	
企	画	課	長	前フ	木場	強	也	会 計 課 長 脇	孝久	
財	政	課	長	野	妻	正	美	水道課長塚田	光春	
税	務	課	長	北	迫	睦	男	監査事務局長 堀 内	昭 人	
市	民	課	長	白	木	修	文	消 防 長 松 山	晃	
市	民	相	談					教 育 長 長濱	重 光	
サ、	ービ	ス誤	果長	森	下	利	行	教育総務課長 川 畑	千 歳	
保付	健福	祉調	果長	篠	原	輝	義	学校教育課長 牧	浩 寿	
生活	活環	境調	果長	村	Щ	芳	秀	社会教育課長 瀬 角	龍 平	
農	林	課	長	池	松		烈			
議会事務局出席者										
事	務	局	長	礒	脇	正	道	書 記 田之上	康	
								書記有馬	英 朗	

平成25年5月9日午前10時開会

△開 会

〇議長(宮迫泰倫)定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第2回垂水市議会臨時会を開会します。

△副市長就任あいさつ

- ○議長(宮迫泰倫) ここで、副市長就任の挨拶のための発言の申し出がありますので、これを許可いたします。
- **○副市長(松下 正)**皆さん、おはようございます。

発言のお許しをいただきましたので、一言御 挨拶申し上げます。

私は、さきの3月議会におきまして、議会の皆様から格別の御高配をいただきまして選任いただきました。そして、4月1日付で副市長を拝命いたしました松下正と申します。今後ともよろしくお願いいたします。

この副市長職は、私にとりまして大変な大役でございまして、就任後1カ月余りたちますが、 日々その責任の大きさを痛感しているところでございます。

もとより微力ではございますが、県職員としての経験、そして国や他の自治体に出向した経験を生かしまして、尾脇市長を補佐し、垂水市勢発展のために全力を尽くしてまいりたいと考えております。

議員各位の皆様におかれましては、何とぞ御指導、御鞭撻賜りますようお願い申し上げまして、 御挨拶といたします。

今後ともよろしくお願いします。

△執行部紹介

〇議長(宮迫泰倫)次に、去る4月1日付定 期異動により課長等に異動があり、紹介のため の発言の申し出がありますので、順次これを許 可いたします。

- ○財政課長(野妻正美)おはようございます。 4月1日付で財政課長を拝命いたしました野妻 正美でございます。よろしくお願いいたします。 ○保健福祉課長(篠原輝義)おはようござい ます。4月1日付で保健福祉課長を拝命しまし た篠原輝義です。どうぞよろしくお願いします。 ○水産商工観光課長(山口親志)水産商工観 光課長の山口親志です。よろしくお願いします。 ○企画課長(前木場強也)4月1日付で企画 課長を拝命いたしました前木場強也です。よろ しくお願いいたします。
- ○総務課長(中谷大潤) おはようございます。 4月1日付で総務課長を拝命しました中谷大潤 でございます。御指導のほど、どうぞよろしく お願い申し上げます。
- **〇生活環境課長(村山芳秀)**おはようございます。4月1日付で生活環境課長を拝命しました村山芳秀でございます。どうかよろしくお願いいたします。
- ○税務課長(北迫睦男)おはようございます。 税務課長の北迫睦男でございます。どうぞよろ しくお願いいたします。
- **〇市民課長(白木修文)**おはようございます。 市民課長の白木修文です。よろしくお願いしま す。
- ○市民相談サービス課長(森下利行)おはようございます。市民相談サービス課長兼選挙管理委員会事務局長の森下利行です。よろしくお願いいたします。
- **○水道課長(塚田光春)**おはようございます。 水道課長を拝命いたしました塚田光春です。ど うぞよろしくお願いいたします。
- ○監査事務局長(堀内昭人)おはようございます。 4月1日付で監査事務局長を拝命しました堀内昭人です。よろしくお願いいたします。
- 〇消防長(松山 晃)おはようございます。 消防長を拝命いたしました松山晃です。どうか よろしくお願いします。

○消防署長(迫田八洲夕起) おはようございます。消防本部次長兼署長を拝命しました迫田 八洲夕起です。よろしくお願いします。

△開議

○議長(宮迫泰倫) これより、本日の会議を 開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしたと おりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長(宮迫泰倫)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において田平輝也議員、川畑三郎議員を指名します。

△会期の決定

○議長(宮迫泰倫) 日程第2、会期の決定を 議題とします。

去る2日議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本臨時会の会期を6日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮迫泰倫) 異議なしと認めます。 よって、会期は6日間と決定しました。

△諸般の報告

〇議長(宮迫泰倫)日程第3、諸般の報告を 行います。

ここで、平成23年7月の第2回臨時会において設置されました議会改革調査特別委員会から、その調査は終了した旨の報告がありましたので、その調査の経過及び結果等について、委員長の報告を求めます。

「川尻達志議員登壇〕

〇川尻達志議員 おはようございます。

早速ですけれども、議会改革調査特別委員会の報告を行います。

私ども議会改革調査特別委員会は、平成23年 7月25日開会の平成23年第2回臨時会において、 議会のさらなる活性化を図り、より信頼された 議会として議会改革を推進するため調査・研究 を行うことを目的に、議会運営委員から2名、 産業厚生委員から2名、総務文教委員から2名、 計6名の委員の構成で設置をされました。設置 以降、これまで22回の委員会を行い、垂水市議 会基本条例の制定や、その他の議会改革に向け て真摯に協議を重ねてまいりました。

その間、昨年5月には、議会改革の先進地である佐賀県嬉野市や熊本県御船町を視察・研修してまいりました。両議会では、議員みずからが説明を行うなど、議員自身がたゆまない議会改革を行っているという意識の高さに、議員のあるべき姿を見たような気がいたしました。

また、昨年の8月には商工会の理事会、10月には振興連との意見交換会を実施し、市民の生の声を直接聞く機会を持ち、議会に対するさまざまな御意見を拝聴することができました。

さらに、ことしの1月には議会基本条例案を 全世帯へ配布し、市民の皆様から御意見や御要 望を募集をいたしましたところ、貴重な御提言 などをいただきました。そうしていただいた提 言などを本委員会の中で協議をし、反映をさせ ております。

このように本委員会では、これまでいただいた御意見や先進地の事例などを参考に、議会基本条例の一条一条に垂水市独自の議会改革への思いを練り込み、議員みずからの手でつくり上げた条例でございます。後ほど提案をさせていただきますが、御賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、議員定数についても協議をしてまいり ました。

定数につきましては、合併協議会から離脱をした直後に、行財政改革を推進していくことが必要であるとの見地から、市民感情などを考慮しつつも、議員みずからにより議員定数を見直し、平成19年の改選時に4名削減をし、20名か

ら現在の16名になっております。

今回は、本委員会として、平成23年の改選時に5名の立候補者の皆様が議員定数削減を公約に掲げ当選されている現状は、民意のあらわれであると真摯に受けとめ、全国や県内の類似市議会の議員定数、定数削減の経緯、背景、根拠及びメリット・デメリットについて調査をし、それらを参考にして慎重に審議した結果、意見の一致は見なかったものの、意見の集約を図ることができましたので、議運に本委員会として報告をいたしたところでございます。

そして去る4月17日、最後の委員会を開き、 議会基本条例の5月臨時会の上程と議員定数に ついて議運へ報告することを決定したところで ございます。よって、本委員会は一定の役割を 果たしたものと考え、本日をもって廃止するこ とにいたしたいと思います。

しかしながら、本市の議会改革はまだ緒についたばかりでございます。情報公開や予算委員会の設置など、飽くことのない議会改革への取り組みは今後も継続していかなければなりません。

特に、議会基本条例の制定が終わりではなく、 制定後が議会改革の始まりだと捉え、議会報告 会の開催など今後の細かな運用につきましては、 議会運営委員会の皆様方の特段の御理解と御協 力をお願いをする次第であります。

最後になりますが、これまで御協力、御支援をいただきました本委員会の委員を初め、同僚 議員、商工会及び振興連の皆様方に心から感謝 を申し上げ、委員長報告といたします。

ありがとうございました。

〇議長 (宮迫泰倫) 以上で、諸般の報告を終わります。

△報告第1号・報告第2号一括上程 ○議長(宮追泰倫)日程第4、報告第1号専 決処分の承認を求めることについて(平成24年 度垂水市一般会計補正予算(第7号))及び日 程第5、報告第2号専決処分の承認を求めることについて(垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を一括議題とします。

説明を求めます。

○財政課長(野妻正美)報告第1号専決処分 の承認を求めることにつきまして、御説明申し 上げます。

国の平成24年度補正予算(第1号)に伴い、 交付決定のあった過疎集落等自立再生緊急対策 事業の実施と、特別交付税の確定に伴う垂水市 財政調整基金等の積み立ての執行に急施を要し ましたので、平成25年3月29日に平成24年度垂 水市一般会計補正予算(第7号)を地方自治法 第179条第1項の規定により専決処分し、同条第 3項の規定により御報告を申し上げ、承認を求 めようとするものでございます。

補正の理由でございますが、国の平成24年度 補正予算で創設された過疎集落等自立再生緊急 対策事業の交付決定が平成25年3月25日にあり、 予算措置が必要になったことと、平成24年度の 特別交付税が確定したことから、地方財政法第 7条の規定により、平成23年度決算剰余金の財 政調整基金への積み立てと、市有施設整備基金 へ積み立てることについて予算措置をしたもの でございます。

また、過疎集落等自立再生緊急対策事業については、事業実施に時間がないことから、やむを得ず翌年度に繰り越すもので、繰越明許費の補正を行ったものでございます。

今回、歳入歳出とも 2 億6,692万3,000円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は、97億1,708万6,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補 正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1 表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでござ います。

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に

繰り越して使用できる経費は、3ページの繰越 明許費補正にお示ししております。繰り越しに 要する財源は、国庫支出金と一般財源でござい ます。

事項別明細でございますが、6ページをお開 きください。

歳出は、総務管理費の8目財産管理費の財政調整基金積立金及び市有施設整備基金積立金と10目企画費の過疎集落等自立再生緊急対策事業交付金でございます。これらに対する歳入は、5ページの歳入明細にありますとおり、地方交付税、国庫支出金、繰越金の増額補正と財政調整基金繰入金の解消により、収支の均衡を図っております。

以上で報告を終わりますが、御承認いただき ますようよろしくお願い申し上げます。

〇市民課長(白木修文)報告第2号専決処分 の承認を求めることについて、御説明申し上げ ます。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、平成25年4月1日から施行されることに伴いまして、平成25年度国民健康保険税の賦課に急施を要しましたので、垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、4月1日から施行したところでございます。そのため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

一部改正を行った理由でございますが、国民健康保険の被保険者であった者が、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するほか、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間、2分の1減額する現行措置に加え、その後3年間、4分の1減額する措置を講ずるというものでございます。

それでは、改正部分につきまして新旧対照表に

より説明申し上げますので、よろしくお願いい たします。

条文中、改正した箇所をアンダーラインで示 しております。

第5条の2第1号では、特定世帯であった者が5年経過後も特定世帯の状況と同じ状況にある特定継続世帯について、さらに3年間は世帯別平等割額の軽減を実施する条文を追加するものでございます。

同条第3号は、医療給付費分の被保険者世帯 別平等割額を、特定継続世帯については4分の 1軽減した1万4,175円とする条文を追加するも のでございます。

次に、2ページをお願いします。

第7条の3第3号は、後期高齢者支援金の世帯別平等割額を特定継続世帯については4,500円とする条文の追加でございます。

第23条第1号(ウ)は、7割軽減世帯の軽減額について、医療給付費分に係る世帯別平等割額の軽減額を特定継続世帯について、9,922円とする条文の追加でございます。

同号エ(ウ)は、後期高齢者支援金分に係る 世帯別平等割額の軽減額を特定継続世帯につい て、次の3ページにありますように、3,150円と する条文の追加でございます。

同条第2号イ(ウ)では、5割軽減世帯の軽減額について、医療給付費分に係る世帯別平等割額の軽減額を特定継続世帯について、7,087円とする条文の追加でございます。

同号エ(ウ)は、後期高齢者支援金分に係る世帯別平等割額の軽減額を特定継続世帯について、2,250円とする条文の追加でございます。

附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行し、この条例による改正後の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。

以上で説明を終わりますが、御承認のほどよ

ろしくお願いいたします。

○議長(宮迫泰倫)ただいまの報告に対し、 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 専決処分を求めることについての2つの報告があったわけですけれども、確かに内容としたら、いたし方ない部分もあろうかというふうに思います。特にお聞きしたいのは、市有施設整備基金への問題なんですけれども、やはりこれは基本的には確かに特別交付税との関係で、その状況をまたなければ動かせないのかと、いろいろ疑問もあるんですよね。

というのは、計画的な基金への積み立てという、やっていかないと、結果として特別交付税がこういう形で使用されて、市民との関係ではどうなっていくんだという、やっぱり限られた財源の中で有効に財源をどう活用していくかと、特に市民生活においてはそういうところの問題がこの間のこの1年間の議論を通じても、財源の問題というのは非常に痛感してきたわけなんですよね。

そういう意味では、市有施設整備基金計画というのはやっぱり計画的にやっていかないと、結果として特別交付税との関係だけで処理されてしまうと、非常に私たち自身の市民生活にも財政の問題でも非常に問題が出てくるんじゃないか。そういう意味で今回、どういう議論がされてこんな形で結果として専決処分されたのかをお聞きをしたいというふうに思います。

それとあと、国保税条例の一部を改正する、 地方税法の改正に伴う問題ですが、確かにこの ことで負担も指摘されるとおり若干軽減される と、そのままいくと大変な負担になるというこ とで、一定の理解はできるなというふうに思う んですが、しかし、特定世帯と継続世帯との関 係でいくと、やっぱり一定のまた負担が出てく るという問題が生じるというふうに思うんです が、今後この措置というのは、暫定的な措置に なろうかというふうに思いますけれども、今後の方向としてはまだ可能性はあるのかどうなのか、そのあたりと市民生活との関係でやはり負担というのはこれだけ、4分の1が軽減されるんですけれども、その点についてはどのように評価をされているか、担当課としてどんなふうな認識なのか、その2点についてお聞きをしたいと思います。

〇財政課長(野妻正美)市有施設整備基金の 積み立てのことについてですが、市有施設整備 基金は、大規模な市有施設の整備を図る目的に 設置された基金でございます。当面の大きな計 画は、市役所の新庁舎の建設でございます。新 庁舎建設につきましては、平成23年度から庁内 検討委員会を設置し、現在は基本構想策定に向 けた準備作業を行っている段階で、具体的なも のはいまだございません。

大まかな概算事業費としましては、用地費を除いた建設費が25億円以上かかるという試算をしております。そうした場合、庁舎建設に充当できる市債の充当率が75%ですので、その他の経費等を入れますと最低でも7億円以上の積み立ては必要になります。ただ、市債が交付税に算入されない一般単独事業債でありますことから、できるだけ基金積み立てをして借金を少なくしたいという考えがございます。

今回、1億2,000万円積んでいるわけですが、 現在の計画でなんですが、今後、報告書を取り まとめ、具体的な議論をしていくわけなんです が、現在の計画では毎年1億円ずつ積み、28年 度までに8億円を積む予定としております。先 ほど申し上げましたように、最低でも7億円以 上の積み立ては必要というふうに現在考えてい るところでございます。そのために、計画では 28年度で、1億円ずつ今後積んで8億円という ふうに考えているところでございます。

以上です。

〇市民課長(白木修文) 持留議員の御質問に

お答えいたします。

この措置については暫定的な措置なのか、今後の方向性についてということですけど、今回、3年間、4分の1に軽減するという措置が出たばっかりでございまして、この措置は3年間ですので、3年後どうなのかというのは今のところ方向性についてはまだ見えておりません。

それとあと、市民生活の関係についてですけど、今回、2分の1軽減あったものが4分の1に軽減が少なくなりますので、税としては1.5倍という形になりますけど、せめて4分の1の軽減がついただけでもよかったのではないかと私としては感じております。

以上です。

○議長(宮迫泰倫) ほかに質疑はありません か。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(宮迫泰倫) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

報告第1号について承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮迫泰倫)異議なしと認めます。

よって、報告第1号については承認することに決定しました。

次に、報告第2号について承認することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮迫泰倫)異議なしと認めます。

よって、報告第2号については承認することに決定いたしました。

△議案第42号上程

〇議長(宮迫泰倫)日程第6、議案第42号垂水 市監査委員の選任についてを議題とします。

ここで、垂水市監査委員として同意を求められている大薗藤幸議員について、地方自治法第117条の規定により退席を求めます。

[大薗藤幸議員退席]

- 〇議長(宮迫泰倫)説明を求めます。
- ○市長(尾脇雅弥)議案第42号の垂水市監査委員の選任について、御説明申し上げます。

議会選出の監査委員でありました池之上誠委員が、平成25年4月30日付をもって辞職されたことから、新たに議員のうちから監査委員を選任する必要が生じましたので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

選任しようとする方は、大薗藤幸議員でございます。住所は垂水市市木956番地17で、生年月日は昭和27年10月7日でございます。

なお、委員の任期は、地方自治法第197条に、 議員のうちから選任される者にあっては議員の 任期によると規定されていることから、平成27 年4月29日までが任期ということになります。

御同意いただきますようよろしくお願いを申 し上げます。

○議長(宮迫泰倫)これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮迫泰倫)質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮迫泰倫)異議なしと認めます。

よって、議案第42号垂水市監査委員の選任については同意することに決定しました。

大薗藤幸議員の着席を求めます。

[大薗藤幸議員着席]

△議案第43号上程

〇議長(宮迫泰倫)日程第7、議案第43号垂水 市固定資産評価員の選任についてを議題としま す。

説明を求めます。

〇市長(尾脇雅弥)議案第43号垂水市固定資産

評価員の選任について、御説明を申し上げます。 前任者の葛迫隆博前税務課長が辞任し、新た に垂水市固定資産評価員を選任する必要が生じ ましたので、地方税法第404条第2項の規定に基 づき、議会の同意を求めるものでございます。

選任しようとする者は、垂水市税務課長の北 迫睦男でございます。住所は垂水市市木3563番 地、生年月日は昭和29年5月14日でございます。 御同意いただきますようよろしくお願いいた します。

○議長(宮迫泰倫)ここで、暫時休憩します。 休憩時間中、全員協議会室におきまして全員 協議会を開きますので、ただいまの議案を持っ て御参集願います。

午前10時30分休憩

午前10時45分開議

○議長(宮迫泰倫)休憩前に引き続き会議を 開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから 質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮迫泰倫)質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第43号について同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮迫泰倫)異議なしと認めます。

よって、議案第43号については同意することに決定しました。

△議案第44号上程

〇議長(宮迫泰倫) 日程第8、議案第44号垂水 市議会基本条例案についてを議題とします。

説明を求めます。

○川尻達志議員 けさほど、議会改革調査特別 委員会の報告の中で申し上げましたけれども、 議会基本条例について提案をさせていただきま す。

まず、垂水市議会基本条例案は、二元代表制のもと、議会として主権者たる市民の負託を厳粛に受けとめ、市民全体の福祉の向上を議会における活発な討議により実現をし、未来に向かって市民との約束を果たし、また、議員として常に市民とともに歩き、行動し、政策能力を高めることによって、市民に信頼される開かれた議会をつくり、市長との健全な緊張関係を構築することにより、真の議会制民主主義の発展に寄与・貢献をしようとするものであります。

この条例は、8章19条で構成しており、第1章は総則として、条例の目的、定義を定め、第2章は議員の使命、行動規範、第3章では議会活動の原則、第4章では市民と議会との関係、議会報告会について規定をしております。第5章の市長と議会との関係では、反問権の規定や議案及び説明資料、議決事件の追加を、第6章では議会の体制整備として、議員定数、議員報酬、調査機関の設置、議会広報の充実、議会事務局体制の強化、予算の確保等を、第7章では基本規範性及び見直し手続として、垂水市議会基本条例案の位置づけ、柔軟な運用改正についてをうたっております。

なお、特筆される点として第7条の議会報告 会があります。

これにつきましては、市民へ議員みずから出向いて、議会の活動、予算の審議状況などを報告をして、市民の意見を聞いて、また議会で反映させていくことを目的としております。

次に、第8条3項の反問権でございますが、これは、市長等が議員の質疑及び質問に的確に 答弁することができるよう、質疑及び質問の趣 旨を確認するためのものであります。

以上、垂水市議会会議規則第14条第2項の規 定により、本条例を提出するものであります。 以上で、提案理由の説明を終わりますが、御 **賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げま**す。

- ○議長(宮迫泰倫)これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
- ○堀内貴志議員 1点だけ、反問権について質問させていただきます。

第8条において、市長等と議会の関係について規定し、第1項において、市長等との間において対等な立場で緊張関係を保持する。第3項において、議長及び委員長の許可を得て、論点及び争点を明確にするために質疑及び質問の趣旨を確認するために反問することができると規定しています。

これまで、議員から執行部に質問や再質問ができる片側通行規制を、執行部のほうから議員に質問の根拠や趣旨、考え方を問いただすことができる、いわば条件つきの両面通行になったように思いますし、大きな議会改革の1つだと思います。

この反問権、議会基本条例を制定する多くの 自治体で問題視されており、その代表的なもの が、北海道の夕張郡栗山町議会の反問権だと思 います。この栗山町の反問権を受けて、多くの 自治体が反問権を取り上げるようになってきた と思います。

栗山町の町議会の反問権、骨子だけ述べますと、町長等は議員の質問に対して議長または委員長の許可を得て反問することができると記載されているのに対し、その後、ポイントを絞った形または質問の内容を制限した形で、論点・争点を明確にするために反問することができる、または質疑及び趣旨を確認するために反問することができると明記する自治体も出てきています。まさに本市の条例がこの書き方です。

そのほかには、反問という文言を記載せずに、 ただ単に、質問することができる、当該質問ま たは質疑の趣旨を確認することができるという 書き方をしている自治体の条例や規則もあるよ うです。

そこで、本市の条例の文言を決定する際に、 反間権を入れた点は大変評価できると思います。 そこで、どのような議論がされてこの文言にお さまったのか、その点だけ教えていただきたい と思います。

○川尻達志議員 堀内議員の質問についてお答 えさせていただきます。

まず、しっかりと議会基本条例案を勉強をされたことについて心から敬意を表したいと思います。ありがとうございました。

まず、反問権ですけれども、我々がいろいろ 勉強に行く中で、当然知識はあったわけですけ れども、いろいろ話が出ました。

まず、反問権を導入することによって、要するに執行部と議会側との間で意見のそごがない、このことがいい議会を形成していくんだろうという意見、それから基本条例を制定している自治体ではほとんどがこの反問権があるようであります。

それから、反問権を導入することによって争 点が明確になる、そういった意見も出ましたし、 ただ基本的には議会は議決権しかないので、執 行部に執行権、人事権、全ての権限があります。 我々が、議会の最も大事なところは、執行部が 出した案件について疑義をただし、新たな提案 をしていくことが求められるわけですけれども、 我々が議決をするために執行部に問いただすと いうことが基本であります。

ですから、この反問権については、質問の内容がわからない場合に限ると、そうでないと、執行部と議会は権能が違うということが基本にあるんだろうと思います。

以上で終わります。

○議長(宮迫泰倫) ほかに質疑はありません か。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮迫泰倫)質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第44号を原案のとおり決することに御異 議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮迫泰倫)異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

△議会改革調査特別委員会の廃止につい て

〇議長(宮迫泰倫)日程第9、議会改革調査特別委員会の廃止についてを議題とします。

先ほど議会改革調査特別委員長から、その審査を終了した旨の報告がありましたので、この際、議会改革調査特別委員会を廃止したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮迫泰倫)異議なしと認めます。

よって、議会改革調査特別委員会は本日をもって廃止することに決定しました。

△議会構成

○議長(宮迫泰倫)次に、議会構成に移ります。

ここで、暫時休憩します。

休憩後は、副議長と交代しますので、よろしくお願い申し上げます。

午前10時55分休憩

午前10時56分開議

○副議長(森 正勝)休憩前に引き続き会議 を開きます。

地方自治法第106条の規定により、しばらく私 が議長の職務を行います。御協力のほどよろし くお願いをいたします。

ただいま議長宮迫泰倫議員から、議長の「辞 職願」が提出されました。

△日程追加の件

〇副議長(森 正勝)お諮りします。

この際、議長の辞職についてを日程に追加し、 議題とすることに御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(森 正勝) 異議なしと認めます。 よって、この際、議長の辞職についてを日程 に追加し、議題とします。

△議長の辞職について

〇副議長(森 正勝)地方自治法第117条の規 定により、宮迫泰倫議員の退席を求めます。

「宮迫泰倫議員退席〕

- 〇副議長(森 正勝)まず、その「辞職願」 を事務局長に朗読させます。
- ○事務局長(礒脇正道) それでは、朗読いた します。

辞職願

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるよう願い出ます。

平成25年5月9日

垂水市議会議長宮迫泰倫

垂水市議会副議長森正勝殿

以上でございます。

〇副議長(森 正勝)お諮りいたします。

宮迫泰倫議員の議長の辞職を許可することに 御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(森 正勝) 異議なしと認めます。 よって、宮迫泰倫議員の議長の辞職を許可す ることに決定いたしました。

宮迫泰倫議員の着席を求めます。

[宮迫泰倫議員着席]

〇副議長(森 正勝)ここで、前議長宮迫泰 倫議員の挨拶がございますので、許可します。

[宮迫泰倫議員登壇]

○**宮迫泰倫議員** 議長の辞職に当たりまして、 一言御挨拶を申し上げます。

平成23年5月の第1回市議会臨時会におきまして、図らずも議長に御指名いただき、以来2

年間、議員各位並びに執行部各位の格別の御支援を賜りながら、その任務を曲がりなりにも果たしたことにつきまして、心からお礼を申し上げます。

今後とも、皆様とともに市政発展のために全力を尽くしてまいりたいと存じますので、相変わらずの御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

まことに簡単でございますが、議長辞任の挨 拶とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○副議長(森 正勝)ただいま議長が欠員となりました。

△日程追加の件

〇副議長(森 正勝)お諮りします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を 行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(森 正勝) 異議なしと認めます。 したがって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

△議長の選挙について

○副議長(森 正勝)選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉じます。

[議場閉鎖]

〇副議長(森 正勝) ただいまの出席議員数は、16人でございます。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○副議長(森 正勝)投票用紙の配付漏れは ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(森 正勝)配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

「投票箱点検〕

○副議長(森 正勝)異状なしと認めます。 念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。 ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いします。

[1番議員から順次投票]

1 番 川 越 信 男

2 番 堀 内 貴 志

3 番 大 蘭 藤 幸

4 番 感王寺 耕 造

5 番 池之上 誠

6 番 堀 添 國 尚

7番田平輝也

8 番 持 留 良 一

9 番 北 方 貞 明

10 番 池 山 節 夫

1 1 番 森 正 勝

13 番 宮 迫 泰 倫

14 番 徳 留 邦 治

15番篠原靜則

16番 川 畑 三 郎

○副議長(森 正勝) 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(森 正勝)投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

「議場開鎖〕

〇副議長(森 正勝) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人 に徳留邦治議員、篠原靜則議員、川畑三郎議員 を指名いたします。

よって、3名の立ち会いをお願いいたします。 [開票・点検]

○副議長 (森 正勝) 選挙の結果を報告いた します。 投票総数 16票

これは、先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち

有効投票数 15票

無効投票数 1票

有効投票数のうち

池山節夫議員 7票

森 正勝議員 8票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。 よって、私、森正勝が議長に当選いたしました。

△新任議長あいさつ

○議長(森 正勝) ここで、私、森正勝が議 長就任の挨拶をさせていただきます。

[議長森 正勝登壇]

○議長(森 正勝) 皆さんの御支援をいただ きまして、議長に就任することになりました。 心から感謝を申し上げます。

突然のことで自分でも驚いております。また、 その責任の重さに身の引き締まる思いでござい ます。

まず、私と一緒に俎上にあられました池山議 員に最大限の賛辞を送ります。

これからの議会は、執行機関に対するチェック機能の強化はもちろん、議員同士の討議の活発化、政策立案能力の強化、そして住民と歩む議会が求められております。それに議長のリーダーシップも求められております。私ども垂水市議会も今回、議会基本条例を可決いたしました。これをバックボーンとしてしっかり住民の皆様と向き合っていくことが必要だと感じております。

もとより浅学非才な私でございますけれども、 前宮追議長を初め、議長経験者の皆様の御支援 をいただきながら、また、議員の皆様の御協力 をいただきながら、はっきりイエス、はっきり ノーの精神で、身命を賭して議長職に邁進する つもりでございます。

心からよろしくお願いを申し上げます。

簡単ですけれども、挨拶といたします。(拍手)

〇議長 (森 正勝) ここで、暫時休憩をいた します。

11時20分から会議を開きます。

午前11時11分休憩

午前11時20分開議

○議長(森 正勝)休憩前に引き続き会議を 開きます。

先ほど私が副議長のまま議長に当選し、議長 に就任いたしましたので、自動的に副議長の職 を失いました。

よって、副議長が欠員となりました。

△日程追加の件

○議長(森 正勝)お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

O議長(森 正勝) 異議なしと認めます。

したがって、この際、副議長の選挙を日程に 追加し、選挙を行います。

△副議長の選挙について

○議長(森 正勝)選挙は、投票で行います。 議場の出入り口を閉じます。

「議場閉鎖〕

○議長(森 正勝) ただいまの出席議員数は、16人であります。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○議長 (森 正勝) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 正勝)配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

「投票箱点検〕

○議長(森 正勝) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いします。

[1番議員から順次投票]

1 番 川 越 信 男

2 番 堀 内 貴 志

3 番 大 薗 藤 幸

4 番 感王寺 耕 造

5 番 池之上 誠

6 番 堀 添 國 尚

7番田平輝也

8 番 持留良一

9 番 北 方 貞 明

10 番 池 山 節 夫

1 1 番 森 正 勝

13番宮迫泰倫

14 番 徳 留 邦 治

15 番 篠 原 靜 則

16番 川 畑 三 郎

- ○議長(森 正勝)投票漏れはありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(森 正勝)投票漏れなしと認めます。 投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

「議場開鎖〕

〇議長(森 正勝) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人 に先ほどの3名の方、徳留邦治議員、篠原靜則 議員、川畑三郎議員を指名いたします。

よって、3名の立ち会いをお願いします。

[開票・点検]

○議長(森 正勝)選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票

これは、先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち

有効投票数 15票

無効投票数 1票

有効投票のうち

池之上 誠議員 15票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。よって、池之上誠議員が副議長に当選されま

した。(拍手)

ただいま副議長に当選されました池之上誠議 員が議場におられますので、この席から会議規 則第32条第2項の規定により告知いたします。

△新任副議長あいさつ

○議長(森 正勝)池之上誠議員の副議長就任の挨拶を許可します。

「副議長池之上 誠登壇〕

○副議長(池之上 誠)思いもかけず、皆さんの圧倒的な御支持をいただきまして副議長に当選させていただきました池之上でございます。ありがとうございます。感謝の気持ちにたえません。そしてまた、この15票という本当に責任の重さを痛感しているところでございます。

前水迫市長が議会答弁中で述べられました言葉が今、思い出されます。「この小さなまちで」 というところでございました。

先ほど、議会基本条例も皆様の全会一致をもちまして制定されました。我々議会も、これまで改革はやってきておりましたけれども、さらなる改革をこれから続けていかないといけないと思っております。開かれた議会を目指して全員で頑張っていかなければいけないというところに来ているんだろうと思っております。

そしてまた、二元代表制のもと、我々には議 決権しかないということを先ほども言われてお りましたけれども、是々非々の立場で市民の負 託に応える議会の役割を全うしていかなければ いけないというふうに思っております。

私も、浅学非才でありますが、垂水市市政発展のために、森議長の補佐役として一生懸命、微力ではありますが、誠心誠意の心をもって努めてまいりたいと思います。どうぞ同僚議員の皆様の今後の御指導をよろしくお願いをいたしまして、副議長の就任の挨拶といたします。

今後ともよろしくお願いいたします。(拍手) 〇議長(森 正勝)以上で、副議長選挙を終 了いたします。

△常任委員・議会運営委員の選任

〇議長(森 正勝) 日程第10、常任委員の選任について及び日程第11、議会運営委員の選任についてを一括議題といたします。

ここで、暫時休憩しますので、各議員におかれましては各委員の選任をお願いいたします。

午前11時32分休憩

午前11時45分開議

○議長(森 正勝)休憩前に引き続き会議を 開きます。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、堀内貴志議員、堀添國尚議員、田平輝也議員、持留良一議員、池山節夫議員、森正勝議員、川凩達志議員、川畑三郎議員、以上8名を総務文教常任委員に、

川越信男議員、大薗藤幸議員、感王寺耕造議員、池之上誠議員、北方貞明議員、宮迫泰倫議員、徳留邦治議員、篠原靜則議員、以上8名を産業厚生常任委員に、

北方貞明議員、徳留邦治議員、池之上誠議員、 川尻達志議員、持留良一議員、田平輝也議員、 以上6名を議会運営委員にそれぞれ指名したい と思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 正勝)異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方々をそれぞれの常任委員及び議会運営委員に選任することに決定しました。

ただいま選任しました各常任委員及び議会運営委員の方々は、次の休憩時間中にそれぞれ委員会を開き、正・副委員長の互選を行い、その結果を御報告願います。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後0時10分開議

○議長(森 正勝)休憩前に引き続き会議を 開きます。

> △各常任委員会及び議会運営委員会正・ 副委員長互選結果報告

○議長(森 正勝) 各常任委員会及び議会運営 委員会における正・副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたしま

総務文教委員長川畑三郎議員、副委員長持留 良一議員、

産業厚生委員長感王寺耕造議員、副委員長川 越信男議員、

議会運営委員長川尻達志議員、副委員長徳留 邦治議員、以上でございます。

> △大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙 について

○議長(森 正勝) 日程第12、大隅肝属広域事 務組合議会議員の選挙についてを議題とします。 お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118 条第2項の規定により指名推選によりたいと思 います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(森 正勝) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに 決定しました。

お諮りします。

議長において、2名を指名することにいたし たいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 正勝)異議なしと認めます。

よって、議長において2名を指名することに決定しました。

大隅肝属広域事務組合議会議員に感王寺耕造 議員及び堀内貴志議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました感王寺耕造議員及び堀内貴志議員を大隅肝属広域事務組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 正勝) 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名しました 感王寺耕造議員及び堀内貴志議員を大隅肝属広 域事務組合議会議員の当選人とすることに決定 しました。

ただいま大隅肝属広域事務組合議会議員に当 選されました感王寺耕造議員及び堀内貴志議員 が議場におられますので、この席から会議規則 第32条第2項の規定により告知いたします。

△議案第45号上程

〇議長(森 正勝)日程第13、議案第45号垂水 市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案 についてを議題とします。

説明を求めます。

〇市民課長(白木修文)議案第45号垂水市国 民健康保険税条例の一部を改正する条例案につ きまして、御説明申し上げます。

垂水市国民健康保険事業特別会計において、 被保険者数が年々減少しているにもかかわらず、 高齢化の進展や医療の高度化等によって保険給 付費が毎年増加しています。

これまで垂水市での国保財政は、平成22年度 まで基金を使いながら一般会計からの繰り入れ をすることなく運営してまいりましたが、この 基金も平成22年度でなくなり、平成24年度につ いに歳入不足に陥り、3月の垂水市議会定例会 で7,500万円の一般会計からの繰り入れが承認さ れました。

一方、国保税率の改定につきましては、平成20年度以降、県内の多くの市町村で、特に19市では、垂水市を除く18市全てで税率改正が行われてきた中、本市におきましては、平成17年度以降7年間行っていませんが、このまま医療費が現在の水準のまま推移すると、今後、国保財政の赤字幅が大幅にふえ、垂水市国民健康保険を維持することは困難になってまいります。

このため本市では、このような厳しい状況を 乗り切るために、市民の皆様にも国保税の引き 上げをお願いせざるを得ないと判断し、平成25 年度の税率改定につきまして、市長から国民健 康保険運営協議会へ白紙諮問され、協議会にお いて4回の協議が行われました結果、10%程度 の引き上げはやむなしとの答申がなされました。

これを受けまして、垂水市国民健康保険を維持していくためにも、財源確保の一環としまして今回、国保税率引き上げの改正を行うものでございます。

また、今回の条例改正作業の段階で、本市においては、世帯の所得状況に応じて7割、5割、2割の国保税の軽減を実施していますが、平成22年3月に地方税法の一部改正に伴い、国から届いた条例改正の参考資料の解釈の錯誤があり、本市においては改正の必要がなかった国保税の2割軽減の部分の条文を、過って当時の条例改正で削っていたことが判明し、今回、2割軽減の条文を追加するものでございます。

また、東北大震災で被災された方が、家屋の 滅失によりその敷地を譲渡した場合の譲渡所得 に係る国保税課税の特例の適用期限を、災害が あった日から3年後の年末から、7年後の年末 まで延長する規定を附則に追加するものでござ います。

では、改正内容につきまして新旧対照表で御説明申し上げます。

新旧対照表の1ページをお願いします。

第5条は、医療給付費分の被保険者均等割額 につきまして、2万300円から2万400円に引き 上げを行うものでございます。

第5条の2第1号は、医療給付費分の被保険者世帯別平等割額につきまして、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯については、1万8,900円から1万9,500円に、同条第2号特定世帯については、9,450円から9,750円に、同条第3号特定継続世帯については、1万4,175円から1万4,625円に、それぞれ引き上げを行うものでございます。

第6条は、後期高齢者支援金分に係る所得割の率につきまして、100分の2.00から100分の2. 40に引き上げを行うものでございます。

第7条は、後期高齢者支援金分に係る資産割額の率につきまして、100分の8.00から100分の8.20に引き上げを行うものでございます。

第7条の2は、後期高齢者支援金分の被保険 者均等割額につきまして、6,200円から7,400円 に引き上げを行うものでございます。

次の2ページをお願いします。

第7条の3第1号は、後期高齢者支援金分の被保険者平等割額につきまして、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯については、6,000円から7,700円に引き上げ、同条第2号の特定世帯については、3,000円から3,850円に引き上げ、同条第3号の特定継続世帯については、4,500円から5,775円に引き上げを行うものでございます。

第8条は、介護納付金分に係る所得割の率に つきまして、100分の1.20から100分の1.60に引 き上げを行うものでございます。 第9条は、介護納付金分に係る資産割額の率につきまして、100分の8.00から100分の9.30に引き上げを行うものでございます。

第9条の2は、介護納付金分の被保険者均等 割額につきまして、6,300円から6,800円に引き 上げを行うものでございます。

第9条の3は、介護納付金分の被保険者平等 割額につきまして、3,900円から4,900円に引き 上げを行うものでございます。

第23条第1号では、7割軽減世帯の軽減額の 改正であり、同号アは、医療給付費分の被保険 者均等割1人につきまして、軽減額を1万4,210 円から1万4,280円に引き上げを行うものでござ います。

次に、3ページをお願いします。

同号イは、医療給付費分に係る世帯別平等割額の軽減額の改正であり、(ア)の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯については、1万3,230円から1万3,650円に引き上げ、(イ)の特定世帯については、6,615円から6,825円に引き上げ、(ウ)の特定継続世帯については、9,922円から1万238円に引き上げを行うものでございます。

同号ウは、後期高齢者支援金分の被保険者均等割額1人につきまして、軽減額を4,340円から5,180円に引き上げを行うものでございます。

同号工は、後期高齢者支援金分に係る世帯別平等割額の軽減額の改正であり、(ア)の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯については、4,200円から5,390円に引き上げ、(イ)の特定世帯については、2,100円から2,695円に引き上げ、(ウ)の特定継続世帯については、3,150円から4,043円に引き上げを行うものでございます。

同号オは、介護納付金分の被保険者均等割額 1人につきまして、軽減額を4,410円から4,760 円に引き上げるものでございます。

同号カは、介護納付金分に係る世帯別平等割額の軽減額の改正であり、2,730円から3,430円

に引き上げるものでございます。

同条第2号につきましては、5割軽減世帯の 軽減額の改正であり、同号アは、医療給付費分 の被保険者均等割額1人分につきまして、軽減 額を1万150円から1万200円に引き上げを行う ものでございます。

同号イは、医療給付費分に係る世帯別平等割額の軽減額の改正であり、(ア)の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯については、9,450円から9,750円に引き上げ、(イ)の特定世帯については、4,725円から4,875円に引き上げ、(ウ)の特定継続世帯については、7,087円から7,313円に引き上げを行うものでございます。

同号ウは、後期高齢者支援金分の被保険者均等割額1人につきまして、次の4ページにありますように、軽減額を3,100円から3,700円に引き上げを行うものでございます。

同号工は、後期高齢者支援金分に係る世帯別平等割額の軽減額の改正であり、(ア)の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯については、3,000円から3,850円に引き上げ、(イ)の特定世帯については、1,500円から1,925円に引き上げ、(ウ)の特定継続世帯については、2,250円から2,888円に引き上げを行うものでございます。

同号オは、介護納付金分の被保険者均等割額 1人につきまして、軽減額を3,150円から3,400 円に引き上げるものでございます。

同号力は、介護納付金分に係る世帯別平等割額の軽減額の改正であり、1,950円から2,450円に引き上げるものでございます。

同条第3号につきましては、錯誤により削っていました2割軽減の条文を追加するものでございます。

次に、5ページをお願いします。

第26条の改正は、文言整理でございます。

次に、5ページから6ページにかけての附則 第2項及び第5項の改正につきましても、文言 整理でございます。 また、6ページから7ページにかけましての 附則第17項は、東日本大震災に係る被災居住用 財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を追加 するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行します。ただし、附則第17条の規定は、平成26年1月1日から施行します。

また、改正後の垂水市国民健康保険税の規定は、 平成25年度以後の年度分の国民健康保険税に適 用し、平成24年度までの国民健康保険税につい ては、なお従前の例によることとします。ただ し、第23条第3号の規定は、平成22年度以後の 年度分の国民健康保険税について適用します。

今回の国保税の改正に伴う引き上げ額は、平成24年7月1日付の本算定時の調定額の収入額で約2,560万円の増額を見込んでおり、被保険者1人当たりの国保税額は7万703円から7万7,513円へ、9.63%の引き上げとなっております。

以上で、議案第45号垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、内容の御説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

- ○議長(森 正勝)これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
- ○持留良一議員 ありがとうございます。時間 も来ていますので、簡略にしていきたいという ふうに思いますけれども、基本的なことを市長 にお聞きをしていきたいと思います。

答申も読ませていただきまして、1つの私たちは、国保運営が大きな曲がり角に来ているし、また、そこでの対応がいろいろ求められていると。そういう意味で、真にこの国保の危機をしっかりと議論しながら、その真の解決のためにいろとみんなで知恵を出し合いながらこの問題に対応していく、そういう1つのきっかけも、もう一面ではあるのかなというふうに私自身は認識しています。私自身は、今回の値上げ

については大変怒りを感じているところであります。

そして何よりも基本的な解決方向は、今まで下げられてきて、皆さんにも資料としてお示ししましたけれども、国庫負担率の削減の問題、これがやっぱり第一義的には大きな要因であるということはもう誰も疑うことのない事態だろうというふうに思います。

そういう中で、市としてどんな役割を果たしていくのか。そのことが今回の答申の中にも盛り込まれていますし、また私たち議会もそういう立場に立ってこの問題への対応、条例の審査を慎重に、重要な案件だけに、市民生活に直接結びつく内容だけに、徹底した議論が求められてくるというふうに思います。そのことをまず冒頭に述べておきたいと思います。

1つは、なされた諮問、いわゆる答申が出てきたわけですけれども、諮問の諮り方の問題です。

宮崎市では、御存じの方もいらっしゃるかと 思いますけれども、市長が十数%の引き上げを 求める諮問をされました。しかし、国保運営協 議会はこれを不承認、いわゆる承認しませんで した。それはやっぱり、これだけ今、負担がふ えている中で、もうこれ以上の負担は、今でも 限界的な状況の中に来ているのにこれ以上の負 担は大変だということで、運営協議会がそれを ノーと出したわけですけれども、要は、本来で あれば当然市長がこういう数%の中身をもって、 市長としての本来であれば諮問をしていかなき ゃならない性格のものだったというふうに思い ますが、ある意味では白紙委任という形で、委 員の方々も大変苦労されたというふうに思いま すが、この諮問のあり方について本当にそうい うことでよかったのかというのを1点お聞きし たいと思います。

それと、この答申の中にも、結論の第4に、 国保の財政状況や給付金等の支出に係る実態を 適切に情報提供し、被保険者及び市民の理解を 得られるように周知を図ることと、3月8日に 出されているんです。日置市では住民説明会が 行われています。これだけやっぱり市民生活に かかわる問題だからということで、大変なを。そ して答申のほうでも、そのことの周知徹底を図 る、市民の理解を得られるように努力せよとい うことも求めているんですよね。しかし、実際 はどうだったのか。これだけの重要な案件なの に果たして住民説明会は開かれたのかどうなの か。その点についてお聞きをしたいと思います。

3点目が、財政赤字と国の責任の問題での認識についてお聞きしたいんですけれども、先ほど私は、最大の原因が国庫負担の引き下げだということをお聞きしました。医療費というのはその時々によって変動もあります。確かにふえているという客観的な状況はありますけれども、市長として、市長会もこのことは要望として出されていますが、市長の認識として、最大の原因、最大の要因として国庫負担率の削減というのがあったんだという認識があるかどうかお聞きをしたいと思います。

それと4番目に、自治体の責任の問題です。この国保法第1条には、制度が社会保障であるということを理念として掲げています。そして第3条に保険者、いわゆる自治体ですね、自治体としての国民保険を行う責任も求めています。そして第4条に、国及び県の義務をしつかりませ、日記をしているわけなんですが、そこで、コのといるかと、大体3点に絞られると思います。改めて書かれていると思います。改めて書かれていると思います。改めて書かれていると思います。

それと何よりも重要なのは、引き上げは重た い負担であるということをきちっと明記をされ ています。それだけやはり担税能力を超えた負担を今回求めていく、そういう内容である。だからこそそういう重たい負担であるということをこの中に明記しなければならないぐらい、現状の保険税が大変厳しい、重たい負担になっている。そのことを指摘していると思うんですけれども、お聞きしたいのは、このいわゆる重たい負担である、国保税の負担が重たい負担であるという認識があるかどうかをお聞きをしたいと思います。

そこで、この中でもう1つ重要なところが書 いてあるんですね。持続的かつ安定的な運営を 考える必要があると。その中で、適正な税率と あわせて、一般会計からの継続的な法定外の繰 り入れの措置を講じる必要があると。まさにこ れはある意味では本市にとったら画期的な内容 が明記されたと思うんです。県下の43市町村で はほぼ8割近いところがもう独自に法定外の繰 り入れをしないとやっていけないと、そのこと によって国に対しても堂々と、国の責任を果た せるようにということで強く求めていく、その 一環としてあると思うんですが、一方ではやっ ぱり市民のこれ以上の負担は大変だということ で、市民の命と暮らしを守るために一般会計か らの繰り入れをしているというふうに思うんで すが、当然そういうことをされるかと思ったら、 この3番目の中に、結論の2番目の中に、一般 会計からの法定外繰り入れを要望する。それは 赤字が生じた場合と、赤字が生じた場合にはや りますよという24年度と同じような中身なんで すけれども、これは先ほど言いました法律の第 3条、また第1条、これから見て、自治体の責 任として今、果たさなきゃならないのは、やっ ぱり一般会計からの繰り入れをしっかりやって 市民生活を守るということが基本だろうと思う んですよ。

だから、私はもう当初から、一般会計から繰り入れを位置づけていくだろうと切望している

んですけれども、先ほど御紹介した日置市はちゃんと最初から、その点について……

○議長(森 正勝)持留議員、質問は簡潔に お願いします。

○持留良一議員 はい、やっているんですよね。だから、そういう意味でもこれは重要な中身なので、きちっと説明しないと理解していただけないので、その点を御理解いただきたいと思います。それだけ重要な案件を我々は議論していくわけですので、お願いしたいと思います。そこで、一般会計からの繰り入れをきちっと当初から位置づけていくという考えなのか、このことをお聞きをしたいと思います。

それがある意味では前提になって、あしたからの委員会でもきちっと議論を深めていく重要な視点ですので、この点で私は改めて本議会で全員の皆さんに知っていただきたいし、また総務文教委員会の方々以外は審議には直接参加できませんのでね、そういう意味でもぜひその点についてお許しをいただきたいと思います。

○市長(尾脇雅弥)質問が大変多岐にわたっておりましたので、全体的な考え方を私のほうで申し上げさせていただきまして、足りない部分は担当課長のほうで答えていただきたいと思います。

値上げをするということに関しては、本当に 心情的にはそうはしたくないというのが誰しも 思うところだろうと思います。

これまでの状況を申し上げますと、平成17年 度以来、7年間税制の改正を行っていないとい うのが垂水市の現状でございます。これまでは 基金を切り崩して運営をしてまいりましたけれ ども、平成22年度末には基金を全部使い果たし たというような状況でございまして、平成24年 度で収支差額が6,500万円の赤字が見込まれ、次 年度以降も継続的な赤字が見込まれているとい う現状でございます。

国保税のこの制度を維持していくためには、

やはり財源をどうやって確保していくのかというのが大きな課題でございまして、そのことも含めて、これまで運営協議会への白紙諮問ということで、先ほど例の中で、数字を申し上げてということもありましたけれども、その数字が変に先入観とか基準になってはならないという考え方のもとで、白紙で諮問して、4回の協議を重ねていただきました。大変重い内容でありましたし、私も時間の許す限り出席をいたし、私も時間の許す限り出席をいたしましたけれども、委員の皆様も大変重いたでいまりまけれども、委員の皆様も大変重いただいていたけれども、委員の皆様も大変重いたというふうな印象を持っております。

その結果、10%程度の引き上げやむなしというような結論に至って、答申をいただいたという経緯でございます。

さきの3月議会で、法定外の繰り入れとあわせて、苦渋の決断をしなければならないという現状でありますけれども、やはりこの制度を維持していくためにはそういったことが必要だという判断に立って、今回御提案をさせていただいておりますので、また委員会等での審議等も含めて慎重・丁寧にいろいろ御議論いただいというふうに思っておりますので、委員の皆様の御理解と御協力をお願いをしたいというふうに思います。

私からは以上でございます。

〇市民課長(白木修文)私のほうから、住民 説明会についてちょっとお答えいたします。

これまで、国保の財政状況については国保だより等で市民の皆様にはお知らせしておりました。今回、もしこの条例改正が皆様方に御承認していただけると、5月の27日から9地区の地区公民館を回りまして、午後7時から、今回の国保税の税率改正の住民説明会を実施しようと予定をしております。

あと、また国保だよりもすぐ出しますし、市 報にも載せますし、それからホームページにも 今回の条例改正については掲載する予定で、い ろんな手段を使って住民への周知を図りたいと 思っております。

以上です。

○議長(森 正勝)ほかに。

○持留良一議員 2点だけ回答がなかったので、 2点だけですね。負担能力を超えている今の国 保税の状況だという認識があるのかということ と、一般会計からの法定繰り入れの措置を当初 の、補正予算か、6月議会に出されてくると思 いますが、その予算に位置づけられるのかどう なのか、その点について回答をお願いします。

○市民課長(白木修文) 国保運営協議会で今回の国保の財政状況とかいろいろ説明して、税率改正について議論してもらったんですけど、その説明に対して委員の中からは、垂水市は国保税が高いと聞いていたけど、実際高いのではなくて医療費が高いというのが初めてわかりましたと、ですので、私たちもそれなりの負担というものは必要であるというのを感じましたという回答がありました。

負担が重いかどうかというのは、それは当然個人差があると思いますけど、現在の保険税の1人当たりの平均をとりましても、垂水市は19市の中でも16番目という位置でありますので、これが高いかどうかというのは、その個人によるとも思いますが、そういう垂水市は19市の中では現在は16番目、1人当たりの平均がなっているという状況でございます。

以上です。

〇議長(森 正勝)ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(森 正勝)質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第45号については、総務文教委員会に付 託の上、審査したいと思います。 これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 正勝) 異議なしと認めます。

よって、議案第45号については総務文教委員 会に付託することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

△散 会

○議長(森 正勝)明10日から13日までは、 議事の都合により休会とします。

次の本会議は、14日の午前10時から開きます。 本日は、これにて散会します。

午後 0 時38分散会

平成25年第2回臨時会

会 議 録

第 2 日 平成 2 5 年 5 月 1 4 日

本会議第2号(5月14日)(火曜)

出	庶	議	昌	16名

1番	川走	逑 信	男	9番	北	方	貞	明
2番	堀	为 責	意 志	10番	池	Щ	節	夫
3番	大 直	薗 菔	秦幸	11番	森		正	勝
4番	感王	寺 耒	井 造	12番	JII	尻	達	志
5番	池之」	Ŀ	誠	13番	宮	迫	泰	倫
6番	堀	忝 国	尚	14番	徳	留	邦	治
7番	田 2	平 ガ	重 也	15番	篠	原	靜	則
8番	持	留 貞	₹ —	16番	ЛП	畑	\equiv	郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市		長	尾	脇	雅	弥	水産商工
副	市	長	松	下		正	観 光 課 長 山 口 親 志
総	務 課	長	中	谷	大	潤	土木課長宮迫章二
企	画 課	長	前フ	卜場	強	也	会 計 課 長 脇 孝 久
財	政 課	長	野	妻	正	美	水道課長塚田光春
税	務 課	長	北	迫	睦	男	監查事務局長 堀 内 昭 人
市	民 課	長	白	木	修	文	消防次長。近田八州夕起
市	民 相	談					教 育 長 長濱 重 光
サー	ービス諄	果長	森	下	利	行	教育総務課長 川 畑 千 歳
保例	建福祉部	果長	篠	原	輝	義	学校教育課長 牧 浩寿
生剂	舌環境語	果長	村	Щ	芳	秀	社会教育課長 瀬 角 龍 平
農	林 課	長	池	松		烈	

議会事務局出席者

書 記 田之上 康 事務局長 礒脇正道 記 有馬英朗 書

平成25年5月14日午前10時開議

△開議

○議長(森 正勝)定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしたと おりであります。

△議案第45号上程

○議長(森 正勝) 日程第1、議案第45号垂 水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 案についてを議題とします。

〇議長(森 正勝) ここで、総務文教委員長 の審査報告を求めます。

総務文教委員長川畑三郎議員。

[総務文教委員長川畑三郎議員登壇]

〇総務文教委員長(川畑三郎)去る5月9日 の本会議において総務文教委員会付託となりま した案件につきまして、翌10日に委員会を開き、 付託された案件の審査をいたしましたので、そ の結果を報告いたします。

総務文教委員会に付託された案件は、議案第 45号垂水市健康保険税条例の一部を改正する条 例案の1件でございましたが、審査の中でさま ざまな質疑が行われました。

主な質疑について申し上げますと、まず、国 保税率の改定に伴い、25年度に新たに確保され る国保税額についての質問に、およそ2,500万円 見込んでいるとの答弁を受け、「医療費と国保 財源との比較で2,500万円を上乗せしたことによ って、国保財政の収支の均衡は図られるのか」 の質問に対し、「現状の医療水準で推移する場 合、今後も大幅な赤字が見込まれる。赤字を全 て国保税で償う場合、現在の税率から40%以上 上げないと償えない。さらに、現状での試算の 結果、3年後は1億7,000万円ほどの赤字が見込 まれる」との答弁がありました。「では、国保 税率を改定した上でも赤字が見込まれるが、その差額は何をもって充てるのか」の質問に対して、「一般会計からの法定外繰り入れによって充てる」との答弁がありました。

ほかに、特別会計と一般会計の違いについて や、医療費抑制に向けて根気強い特定健康診査 と特定保健指導の推進、ジェネリック医療品へ の切りかえや、市外医療施設への受診が半数以 上という状況、国保事業の広域化の難しさ、国 保税制度自体の財政構造の問題、今後2年置き に税率の検討を図るなど、さまざまな角度から 質疑・答弁がありました。

意見も出尽くしましたので質疑を終わり、挙 手による採決を行い、賛成多数で議案第45号を 原案どおり可決することに決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長(森 正勝)これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

○大薗藤幸議員 去る9日にこの議案の上程説明の中で持留議員から、6月議会等に一般財源等の投入を考えているのかという質問があったであろうと思いますが、その時点で執行部からはその答えが出ておりません。私も総務委員会を傍聴しておりませんので、そのことを1点お聞きしたいことと、さきの先月22日でございますか、国の社会保障制度改革国民会議がスタートをしております。

この中で、大企業の会社員が加入する、給与 水準が高い健康保険組合の負担をよりふやす報 酬割制の導入で、中小企業社員に係る協会けん ぽに補助している公費が浮くと、その分の使い 道について意見が分かれたように報道なされて おりますが、自営業者が加入し、赤字が続く国 民健康保険の財政支援に使う案を有力な考えと、 そのような検討もされております。そのほか、 国保の運営主体を地方自治体から都道府県に移 管する、その案も検討されております。

しかしながら、この社会保障制度の国民会議

は国がなさることで、いかほどの時間を要すと 申しますか、推測ではありますけれども、結論 を見るにはいかほどの時間がかかると推測され ていらっしゃるのか。

今、委員長の報告で説明いただきました、3 年後には1億7,000万円程度の赤字が見込まれる と。としますと、今回9.63%の値上げにおいて 2,500万円程度の財源措置ができる。約1億4,500 万円の財源不足に3年後は陥ることになります。 それを、その財源不足を今後、一般財源からの 投入で考えられるのか、再度値上げをされるの か、どのような議論がなされたかを再度お伺い いたします。

○総務文教委員長(川畑三郎) 大薗議員の質問にお答えしますけれども、十二分にはできないのかなと思ったりしていますけれども。

まず最初の6月議会でのこの臨時会ですけれども、ここで本会議でもあったのかなとは思うんですけれども、3月議会で上程できなかったというような状況で、今回、緊急に6月議会に上程をしたというようなお話のような気がいたしますが、5月ですね、ごめんなさい、5月の臨時会ですね。そういうようなお話がありました。

それと、不足する分はあるでしょうけど、また 再度お願いいたしたい思いますが、都道府県に 移すという意見もありました。ありましたけれ ども、今の現状ではなかなかできない状況では ないかということで、まだはっきりとできない ということはなかったですけれども、今の状況 ではちょっと難しいのではないかというお話で ございました。

それと最後に、値上げの何でしたかちょっと 聞き忘れましたけれども、わかりました。値上 げの問題についての、今度、保険税を上げても 2,500万円程度お金が入ると、しかしながらそれ でも赤字だということで、その赤字の分につい ては一般財源からの繰り入れをすると、はっき りそう言われました。そういう状況でよかったでしょうか。

○議長(森 正勝)大薗議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○宮迫泰倫議員 委員長さんにお願いいたします。

法定外繰り入れについての、どれぐらい論議 がなされたか。

それからもう1つ、基金がなくなって、それでこういう値上げをせないかんという、この前あったんですけれども、それがまず、なぜ基金ができたか、それで今後そういう基金の考えはないのかというのは出ませんでしたか、委員会では。

以上、3つお願いします。

- 〇議長(森 正勝)委員長、どうぞ。
- 〇総務文教委員長(川畑三郎)今言われた2 ,500万円の値上げというようなことで一言、言っていたんですけれども、時間は5分ぐらいかかったと。一番、いろんな多岐にわたって質問がございまして、値上げに対することについては、時間は何十分と言いませんでしたけれども、委員会が9時半に開会されまして、11時35分まで審議されまして、十二分にいろんな意見が出されました。またこれは後日の議事録にもあると思いますので、詳細については説明はできませんでしたけれども、これについては時間を十分かけて皆さんの意見を尊重し、意見が出尽くしたので採決したというようなことでございます。
- ○議長(森 正勝)よろしいですか。
- **○宮迫泰倫議員** もう1つ、ただ、法定外繰り 入れについての質問がなかったかということな んですけど、なかったんですね。

それから基金は、前は基金があって、それが もう取り壊しになって値上げしなきゃいけない と、そういう議論があったのか。それから今後、 基金はどうあるべきかということがあったのか どうか。それです。さっきの質問、重複します。

〇議長(森 正勝)委員長、どうぞ。

○総務文教委員長(川畑三郎) 基金については、今もう赤字ということで、なくなるというようなことで、基金を繰り入れる状況ではないのではないかと、もう赤字になるわけですから。そこら辺は御了解をすればよくわかることだと思いますけど。

以上でいいですか、はい。

○議長(森 正勝)よろしいですか。 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(森 正勝)質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
- ○議長(森 正勝) これから討論を行います。 討論の通告がありますので、発言を許可します。

「持留良一議員登壇〕

○持留良一議員 おはようございます。

今回の議案は大変、私たちの暮らしに、特に 市民の皆さんの生活にかかわる重要な議案だと いうことで、これは基本的に議員の皆さんも認 識されたと思います。そういうことも含めて反 対討論も若干長くなりますけれども、訴えさせ ていただきたいというふうに思います。

私は、ただいま議題になりました、国保税の 大幅引き上げを内容とする議案第45号国民健康 保険税条例の一部を改正する条例案に反対の立 場で討論を行うものです。

尾脇市長にとっては、介護保険料の値上げに引き続き、値上げ案の提案であり、このことは公約である、市民が安心して住み慣れた地域、安心して暮らし続けることができるまちづくりの根底を揺るがすものになっていくものと思います。

市民の声として、国保税が払えない、保険証がない、医療費が払えない、国保税どころか生

活もままならない等々、いろんな市民の意見があります。ゆえに、国保税の値上げ案は市民の生活をさらに深刻なものにしていくものであります。

値上げ案は、平均では9.6%の値上げ案になりますが、市民生活にとって大幅な値上げ案となっています。内容は、医療、後期高齢者、介護分を合わせて、平均ですが、所得割で0.8%、資産割で1.50%、均等割は1,800円、世帯平等割は3,300円の引き上げ案になります。平均で1世帯当たり10,315円、1人当たり6,811円の引き上げになります。

さらに、特徴的な点では、医療給付分、後期 高齢者支援金分、介護納付金分で均等割、平等 割が引き上げられています。特に後期高齢者支 援金分、介護納付金分については大幅な値上げ になっています。これによって最も深刻な影響 を受けるのが均等割、平等割の関係で、多人数 世帯で命と暮らしを直撃するものになると思い ます。

そこで、値上げ案について反対の理由を述べ て討論を行います。

まず最初に、値上げ案の理由とされている財 政赤字の問題についてです。

垂水市の国保財政も長年、職員の皆さんを初め、さまざまな努力によって危機的な状況を乗り越えてきましたが、今日の状況は、抜本的な対策がないと打開できない状況にあることは明らかになっています。答申で訴えられているように、制度維持のためにも持続かつ安定的な運用を考える必要に迫られています。

では、赤字の直接・最大の原因は何かということです。このことは、委員会での議論でも改めて浮き彫りになった点、国の国庫負担補助金制度の改悪により、国保の総収入に占める国庫支出金の割合が本市でもこの10年間では、平成13年度で48%であったのが、平成23年度で29.1%と、約20%大幅に削減をされていることです。

そもそも国保の加入者は、農漁業者、自営業者、失業者、高齢者、低所得者の加入者が多く、医療費がかさむにもかかわらず保険税の負担能力が低く、財政基盤が脆弱なのはもう皆さんのことだというふうに思います。このことは答申でも改めて指摘もされています。垂水も高く、約40%近くになっていて、平均所得も90万円近くになるようです。このように垂水市ともではと保険税で賄う制度設計にはなっていませんでと保険税で賄う制度設計には成り立たない国保会計であり、制度運営上不可欠のものであります。

ところが、当初は国庫負担は医療費の45%と 定め、1970年代から1983年まで全体の60%を国 庫支出金が占めていたのですが、1984年に負担 率が改悪され、国庫負担が低下し、現在では全 国平均でも25%、本市では先ほど述べたとおり 29%にしかすぎません。結果、減らされた国庫 負担分は被保険者の国保税に肩がわりさせてい ることが国保税の高騰の要因ともいえます。こ のことは提供された資料でも明らかであり、議 員各位も否定のできない明白な事実であります。

さらに、医療費抑制のための国保安定化計画等の創設により、地方自治体と住民に負担と犠牲を転嫁する改悪が進められてきました。国保財政の赤字をつくり出している最大の要因が国の施策によるものであることが、改めて明白になったと思います。

次に、深刻な市内経済と市民生活からの問題 です。

国保税は安く、医療費は高いという指摘がありましたが、それは自治体間の比較であり、実際の国保税が重たいという個々の所得に対する負担率がやはり大きな問題になります。この負担率が高くなることによって生活への影響が出てきます。今回の値上げによって負担が1割を超え、2割近くになるケースもあります。提供

された資料にもありましたように、生活保護世帯の収入で2割近い負担になるわけですから、 重い負担は明白ではないでしょうか。

国会の議論でも、所得の1割を超える負担はかなり重たいと昨年の国会で当時の首相が答弁をしています。他の制度と比較しても負担率は、国保が9.1%、健保が4.6%で、国保は2倍近い負担になっています。いかに国保税が高いかが明らかではないでしょうか。

さらに、景気低迷により国保加入者の総所得も落ち込んでいます。市の統計でも平成19年度をピークに1人当たりの平均所得は200万円を割り込んできています。このことは国保税の負担、いわゆる支払いに深刻な影響を与えることは必至です。

さらに、垂水市の国保加入者で無所得世帯割合は先ほど40%弱になっているということを言いましたけれども、平均所得も90万円近くになると先ほど述べたように、払えるかという問題が出てまいります。

来年度から消費税の増税や社会保障の改革による負担も検討されています。このような状況を把握されての提案でしょうか。国保税がパンクするという答弁もありましたが、値上げ案が決定されれば、市民の負担能力を超えた国保税になり、生活が一層困難な状況に置かれ、市民生活が壊されるという事態が起きてしまうのではないでしょうか。

さらに、資料でも明らかになった点は、総医療費が高いから国保税も高いという相関関係がないことが、肝属郡内の自治体の実態からも明らかになりました。

さらに深刻なのは、高過ぎて払い切れない国 保税の実態です。支払いができないと滞納世帯 となり、保険証も短期保険証であったり資格証 明書になります。垂水市の資料で明らかなよう に、滞納世帯が年々ふえてきています。平成22 年度では世帯数で586世帯、比率として18.4%で す。問題なのは、高い国保税で払えない世帯が ふえる。その結果、財源不足が生じ、国保税の 値上げ、払えない世帯等には保険証の取り上げ、 病院にかかれない、重症化が進み医療費が増加 する。そして結果、国保税の値上げ、そしてして らに高い国保税となり、これがサイクル化して いく問題が懸念されます。これは市民の命と健 康を守るべき国民健康保険税のいわゆる社会保 障制度が、高い国保税によって市民生活が壊れ ることになりかねません。今日の国保問題がこ れほど深刻になっていることを私たちは考えな ければならないと思います。

以上のような赤字の根本的な原因、そして値上げによる深刻な市民生活への影響を考えるならば、国保財政問題は新たな局面に来ていることを議会も含めて議論していくことが求められています。その視点は答申でも、持続的かつ安定的な運用を考えると一般会計からの持続的な措置を講じる必要があると訴えていらっしゃいます。国保事業は、垂水市が保険者となっている最も大きな社会保障制度です。法律からも健全な運営制度の維持・発展に尽くすのは市の責任です。

これらのことを考えると、平成24年度において法定外の繰り入れが一般会計から実施されました。これまで市の負担はありませんでしたし、大変評価できるものと考えます。特別会計だといっても、市全体の保健・検診事業や福祉政策と大きくかかわっていくことからも、一般会計とリンクさせるのは当たり前のことであると考えます。そのことは県下の状況を見ても明らかであります。

次に、今度の値上げに対し、多くの市民の皆 様はどう考えているのかということです。

まず最初に、今度の議案は唐突な感は否めません。特に市民に十分な説明・報告もなく値上げ案が提案されました。今回の審査は、配慮等もあったのか、総務文教委員会に付託され審査

されました。値上げ案は市民生活を直撃するものであり、生活を左右するものです。提案される責任がある市長においては、市民への配慮と慎重な対応が求められたと思います。市民とのつながりを大切にされ、市民が主人公と掲げられている市長にとって、今回の提案も含めて、とられた行為は非常に残念であります。

さて、市民の皆さんに私たちは実態を知らせ、 値上げ案の署名にも取り組みました。ここに、 2週間でありますけれども、600名近い署名が寄せられました。議案提案が早かったこともあって、多くの市民の皆さんの声を寄せることはできませんでしたが、しかし、2週間の間に600名近い反対の声が寄せられました。これは市民の生活実態を反映したものであり、多くの市民の、これ以上の値上げは許されないといった切実な声ではないでしょうか。市民の負託を受けている議員の皆さんも重く受けとめていただきたいと思います。

最後に、国保税の値上げを抑え、危機的な状況にある国保財政を立て直すために、今、重要なことは何かを訴えて、討論を終わります。

国保財政の危機を打開するために重要なことは、1つは財政赤字の直接・最大の原因になっている国の責任を明らかにし、国庫負担をもとの45%に戻すこと、そして国庫負担の一層の拡充を図ることです。

2番目は、自治体の財政努力も当然必要です。 国へ向けて国庫負担の増等を迫ることを基本 にし、差し迫った国保財政の危機を乗り切るた めに一般会計からの繰り入れを実施し、被保険 者の負担を減らす努力をすることです。社会保 障制度として持続かつ安定的な運営を継続して いく責任からも、持続的な措置をし、位置づけ ることは大変大切だと思います。

3番目は、市民の命と健康を守るために、予防と医療、保健・福祉、一体とした総合的な地域医療の確立に全力を尽くすことです。

このことが、医療費の軽減、国保財政の安定 に貢献することは全国の事例が教えています。 これを早急に具体化、実践することであります。 私は、この立場こそ国保財政の再建への道であ り、自治体が実現のために努力していくべき課 題であると思います。

以上のことを私は粘り強く追及し、その実現 のために全力を尽くすことを改めて決意するも のであります。

そして、署名に託された多くの市民の声に真 摯に率直に耳を傾けていただき、本議会が国保 税の値上げを内容とする議案45号国民健康保険 税条例の一部を改正する条例案に反対されるこ とを強く訴えて、討論を終わります。

○議長 (森 正勝) 以上で、通告による討論 は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[川尻達志議員登壇]

○川尻達志議員 私は賛成の立場で討論させていただきます。

本市がなぜこういう事態に立ち至ったか。少子高齢化社会というのは数十年前から既に我が国ではわかっていたことであります。一番の原因は、このことについて国会議員の皆さん方、役人、全ての政党が真剣にこのことについて議論をしてこなかったことが、今、少子高齢化への最大の原因になっています。これについてはほとんどの皆さん方が異論のないところであろうと思います。そういった観点から討論をさせていただきます。

年をとりますと、どうしても病院とは近くならないと健康で長生きはできない、当たり前のことです。まずそのこと。それと、やはりこういった制度は基本がしっかりしていないと市民が安心して病院に行けない。さらには、病院にかかる以上、健康管理をしてこなかった本人にも十分責任があるんだろうと思います。そこには当然、応分の負担があってしかるべきだろう

と。

確かに社会的弱者といわれる人はいらっしゃいます。しかし、それは一部の人であって、ほとんどの人が若いときからしっかりと働いて、この国の国民として納税をし、そのことが一番肝要なことなんだろうと思います。わかりやすく言いますならば、批判を承知で申し上げます。アリとキリギリスの話もあります。それだけじゃないということもこれは事実でありますけれども。

こういったことで、執行部はつらいんだろうけれども、大衆迎合することなく、しっかりとあなたたちが検討したことを推し進めていくべきだろうと思います。あなたたちがすべきことは、民主主義の原則である最大多数の最大幸福ですか、最小か、後で訂正をしてください。私が言いたいことはそういうことであります。少数意見におもねることなく、しっかりとやっていくことがあなた方の責任であります。特に市長、あなたは次の選挙で進退をかけてでもこのことはやり遂げるべきだろうと思います。

それともう1点、将来に向けての話でありますけれども、この値上げ案の話は既に2年前出ていたことを私は承知をしております。その間に皆さん方が、執行部が努力をされてきたこと、これはまず評価をしたいと思います。しかし、適当な時期にはやはり値上げをしていかないともたないんだ、現状の国の制度においては。もう1つ、国・県にしっかり働きかけて、財政規模の小さいところではこれももたないんだということは明白なんです。国にも県にもしっかり訴えていくこと、政治に裏道はない、常に王道で進んでいかなければならない。そのように思います。

それと、少ない財源の中で流用をもうこれ以上ふやしちゃいけない。漁集と簡易水道と投入をしておりますけれども、これ以上ふえたときに本来の予算の執行ができるのか。流用がある

ということはやはり、多くなるということは、 例えば社会保険の人たちは何も関係はない、こ こを無視しちゃいけない。公平の原則なんです、 税の執行というのは。安易に流用で逃げるよう なことであるとするならば、これは市民に対す る大きな裏切りであると思います。

通告しておりませんので、まだあるんでしょ うけれども、これで私の討論を終わります。

○議長(森 正勝)ほかに討論はありませんか。

「池山節夫議員登壇」

○池山節夫議員 私も賛成の立場で討論をいた します。

この件に関しては、委員会において議論を相当尽くしました。その中でも特に、一般財源から法定外の繰り入れをすると、このことについて焦点が大分あったわけです。その一般財源からの法定外の繰り入れをするということがどんな意味を持つのか。これは持留議員の考え方と私は正反対になりますけど、持留議員は先ほどから、持続的な、この制度を安定して運営していくためには法定外繰り入れが必須だと、そういう意見を委員会でも言われました。

しかし、ここに大きな問題があるわけで、今、 川尻議員が言われましたように、一般財源から の法定外の繰り入れをするということがどんな 意味を持つのか、これは委員会でも本当に質問 が出て、課長の答弁ももらいました。このこと については課長も苦渋の答弁をされましてです ね、まず国保税の負担者がある、それを一般財 源から法定外の繰り入れをするということは、 他の一般市民のそのことに使えるお金を入れて いくことだと、そのことが不公平をまずあらわ すことになるんですよ。

そのことは私は委員会で持留議員も当然理解 されたと思いましたけど、今の反対討論を聞く と、やはり自分なりの主義主張ですからそれは いいでしょう。しかし、一般財源から繰り入れて、繰り入れて、繰り入れていく。そうすると、垂水の一般財源が枯渇するわけですよ。その先はどうするんですかという、それなりの対案を示されたらと思うんです。そうしたらまたそれなりの反対討論の説得力もあるでしょう。

しかし、今、川尻議員が言われましたように、 弱者救済、そういう人たちのためにそういうも のを全部使っていって、じゃ垂水の財政はどう なったらいいのか、どうしていくのか。そこに 対案がない限り、やはり私は反対討論にはなり 得ないと思いますね。

そこで、先ほどからありましたように、まず 国に、補助金が少ないということは国に要望し ていただきたいということと、それは我々議会 からもみんなですることですね。

それと、一番課長が言われたことは、平成17年に値上げをして以来、2~3年置きに見直してその都度上げてくるべきだったんだと。これは政策的に値上げというのが重いものだから、それを先送りしたということについては、じくじたる思いもあるというふうな答弁もありました。私はそれが正しい垂水市政の運営の道だったのではないかと思います。

ですから、平成17年に上げて、その後例えば 19年にまた少し上げて、21年に上げて、また今 度24年に上げる。そういうふうにしていくと、 段階的に少しずつ上がる、負担は少ないけど、 まあ許容の範囲だろうと、そういうことになっ たのではないかと思います。

これを機に、ここで一旦値上げを、私は賛成です。その後やはりこれから先は2年置きぐらいに見直しながら、少しずつ値上げをしていくことにやぶさかではないと、そういう市政運営を求めまして、今回のこの条例案に対しては賛成の立場で討論をして、終わらせていただきます。

○議長(森 正勝) ほかに討論はありません

か。

[感王寺耕造議員登壇]

○感王寺耕造議員 私は反対の立場で討論させていただきます。

この問題につきましては、諮問のあり方、また住民説明会の問題ですね、また国庫負担の引き下げの問題、国保会計の構造上の問題、担税能力を超えている、持続的な法定外の繰り入れ、いろんな部分から今まで同僚議員から討論があったわけでございます。

私は、違った観点から反対の討論をいたします。

と申しますのが、財源の確保の努力ですね。 この対策がなされていたのかという問題でございます。自営業者につきましては必要経費、また減価償却等で節税の部分がきちっとなされております。

一例挙げますと、黒毛和牛の場合は出荷した部分は、売り上げの部分は100%捕捉されておるわけです。そうしますと、所得税の部分につきましては、節税といいますか、減価償却、必要経費引いておりますので、青色申告等ですね。そうしますと、所得税は発生しないかもしれないけれども、国保の部分の負担という部分がきちっとそこでは反映されております。

しかし、当市特有の事情がございます。民間の業者さん、青果業者さんが14も15もある部分で、果たしてこの分の財源の確保といいますか、所得の捕捉をきちっとできているのかどうかという部分がございます。一昔前は白色申告の場合も、単価の標準がございまして、この作物についてはこれだけの部分の所得が上がるということを、税務課の職員さんもハウスの現場へ行って、足を運んで、ここには何が作付けしたという部分できちっとやっておりました。

そういった意味で、関係各課と連携して財源 の確保の、自主財源の確保の努力がなされてい るのか。こういう形で私はちょっと疑問に思っ ております。この部分をきちっと果たしていけば、自主財源の部分があってもきちっとできる、 国保会計の部分もここまで値上げしなくてもいいんじゃないかと考えております。

違った観点で討論させていただきました。同僚議員の御同意をよろしくお願い申し上げます。 〇議長(森 正勝)ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 正勝)討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

議案第45号垂水市国民健康保険税条例の一部 を改正する条例案については、御異議がありま すので、議案第45号は起立により採決いたしま す。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方 は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(森 正勝)起立多数です。

よって、議案第45号は委員長の報告のとおり決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

△閉 会

○議長(森 正勝) これをもちまして、平成 25年第2回垂水市議会臨時会を閉会します。

午前10時40分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長 (前議長)

垂水市議会副議長 (前副議長)

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員